

人工透析患者に関する負担の推移について（医療保険）

	本人	家族
昭和 48 年 10 月前	定額負担	5 割負担
昭和 48 年 10 月		高額療養費制度創設 自己負担限度額（月当たり） 30,000 円 ※3 割負担
昭和 51 年 8 月		自己負担限度額 39,000 円
昭和 56 年 3 月	高額療養費制度創設 自己負担限度額（月当たり） 低所得者：15,000 円 ※定額負担（当時） 初診時一部負担金 800 円 入院時一部負担金 500 円／日	自己負担限度額 一般：39,000 円 低所得者：15,000 円 ※外来：3 割負担 入院：2 割負担
昭和 58 年 1 月		自己負担限度額 一般：51,000 円 低所得者：15,000 円
昭和 59 年 10 月	高額療養費の高額長期疾病創設 自己負担限度額 10,000 円	
平成 18 年 10 月	自己負担限度額 一般：10,000 円 70 歳未満の上位所得者（月収 53 万円以上）：20,000 円	

※ 少なくとも昭和 42 年の時点では人工透析について保険適用されていた。

※ 本表は医療保険制度における負担の推移をまとめたものであり、公費助成による負担軽減については記載していない。